

3 教育・文化

基本施策① 個性を伸ばし、夢を追い求められる教育を進める

【生活課題】 子どもが将来の夢をはっきり持っている

《現状と課題》

学校を取り巻く環境が激しく変化するなかで、学校教育には、子どもたちや保護者、地域の方々からさまざまな期待や要望が寄せられています。

本市では、さまざまな教育課題が山積するなかで、「確かな学力の保障」、「人権同和教育の充実」、「キャリア教育¹の推進」の3つを教育の重要課題として取り組んできました。

学力に関しては、学習内容の削減などから学力低下が懸念されるなか、平成17（2005）年度より到達度診断テストを実施し授業改善に取り入れてきました。また、夏休みの3日間短縮などにより授業時間数の確保に努めてきました。しかし、平成22（2010）年度の調査結果では、「知識や技能」の定着が不十分であり、「知識・技能の活用」にも課題が見られることが明らかとなりました。更に、学ぶ意欲の低下も指摘されています。このため、平成23（2011）年度から実施される新学習指導要領の理念に基づき、その克服に向けて取り組んでいく必要があります。

人権・同和教育の充実については、平成19（2007）年4月「人権同和教育基本方針」を策定し、部落差別の解消なくしては人権の確立はないという基本理念を明らかにし、部落差別をはじめとするあらゆる差別解消に向けての取り組みの方向を明らかにしました。しかし、学校現場からは、他人を傷つけるような発言が報告されており、学習の不十分さに起因するこれらの発言は、指導者である教職員の姿勢を問い直していかねばなりません。また、学校での学びが、家庭や地域に広がっていないことが課題として残されています。

キャリア教育を本市教育の中心課題に据えて6年が経過しました。現在ではすべての小・中学校において発達段階に応じたキャリア教育を推進しており、中学校はもちろん小学校においても職場体験を実施する学校が年々増加しています。今日のニート²やフリーター³といった問題とあいまって、キャリア教育はますます重要な教育課題となっています。

「確かな学力の保障」、「人権同和教育の充実」、「キャリア教育の推進」は、まさに子どもたちにとっては将来の夢の実現に向かう進路保障の取り組みそのものとなります。とりわけ経済的・家庭的状況の厳しい子どもたちや特別に支援を要する子どもたち、外国籍の子どもたちなど社会的に厳しい状況に置かれている子どもたちに対する具体的な支援が必要です。

その他にも、不登校児童生徒の増加、問題行動の発生への対応、食育や情報教育、外国語活動の推進、そして、その教育を担う教職員の資質の向上など公教育への要請はますます大きくなっています。

今後、保護者・地域の信頼を得るためにも、学校評議員や学校評価委員の意見を積極的に取り入れ学校改善に努め、地域の実態に即した特色ある学校教育を進める必要があります。

¹ キャリア教育：6ページを参照。

² ニート：職に就いておらず、学校機関に所属もしておらず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す。

³ フリーター：定職に就かず、アルバイトやパートで生計を立てている人（但し学生と主婦を除く） 厚生労働省では、「年齢15歳から34歳、卒業生であって、女性については未婚の者とし、更に①現在就業している者については勤め先における呼称がアルバイト・パートである雇用者、②現在無業の者については家事も通学もしておらずアルバイト・パートの仕事を希望する者」と定義している。

学校教育施設においては、児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であると同時に、地域住民の避難所としての役割を担うことから、耐震力のない施設の速やかな耐震補強工事や改築工事を進めています。

また、少子化等により小規模化している小・中学校の現状から、適正な学校規模の運営を目的とした学校区の再編が必要です。

《施策の方向》

施策1 基礎的学力の向上

教育内容の基礎的・基本的な事項を確実に習得させるため、児童生徒を主体とした分かりやすい授業を創造するとともに、家庭学習を充実させるなどその定着を図る方策を工夫します。また、定期的に到達診断テストを実施し、児童生徒の学力状況を把握・分析し、それをもとに改善プランを作成し、習熟度別指導を行うなど指導方法、評価方法等の改善を行います。

特に、国語科・算数（数学）科・英語科において、少人数指導を実現させ、子どもたち一人ひとりに確かな学力を身につける学びの場を保障し、学力低下に対する不安に応えます。また、年間6校程度を研究指定校とし、先進的な教育実践を行い、その成果を広く活かします。

施策2 人権・同和教育の充実

人権講演会や研修会の実施など、教職員一人ひとりが自らの人権意識や感性を磨く研修の機会を大切にし、差別のない、人権が尊重された学校づくりを目指します。また、子どもたちには、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さず、多様性を尊重し合える実践的な児童生徒の育成に向けて、各校（園）における子どもや地域の実態を捉えながら、保・幼・小・中学校の系統的な学習を推進します。更に、人権・同和教育推進協議会の開催などにより、こうした学校の取り組みを保護者・地域住民に発信し、啓発にも努めていきます。

施策3 キャリア教育の推進

児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育を進めるため、学校の教育活動全体を通して児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を進めます。

そのために、ライフスキル教育⁴を積極的に取り入れるとともに、小・中・高等学校間の連続性に配慮した職業に関する体験学習を進めます。

⁴ ライフスキル教育：日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理社会能力を育てるための教育で、WHO（世界保健機関）が提唱している。この教育によって、青年期などにおけるさまざまな誘惑や危険行動に対処する力を学ばせ、心の免疫をつけさせる効果が期待される。

施策 4

特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の教育の充実や教育相談等を行うため、特別支援教育連携協議会を設置し、関係機関等との連携を図るとともに、通常学級や特別支援学校⁵との交流を積極的に進めます。

特別支援教育についての研修を充実し、特別支援教育コーディネーター⁶の育成や校内委員会の活性化に努め、校内体制を確立します。また、発達相談員を派遣し、幼児や児童生徒の理解に努め、こども発達支援センターとも連携しながら、適切な支援や望ましい就学指導を目指します。

障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、適切な学習指導や自立支援を行うため、「個別の支援計画」を作成するとともに、学校・学級に応じた介助員・支援員の配置も継続していきます。

施策 5

国際化や情報化等の時代に合った教育の推進

次代を担う子どもたちの国際理解力を高めるため、小・中学校において、外国語指導助手（ALT）⁷の積極的な活用に努めます。また、急増する外国籍児童生徒への支援を充実させるため、在籍校への教員の配置を継続するとともに、専門的な知識を持つ教員の育成に努めます。

情報教育については、機器を整備し、その活用を図るなかで、メディアリテラシー⁸、情報モラルを児童生徒に身につけさせていきます。また、パソコン・電子黒板等を活用した授業が多く展開されるよう教職員研修の充実を図ります。

更に、子どもにとって読書は、人間形成のうえで欠くことのできないものであり、生涯にわたる学習活動の基盤となるものです。「子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動推進に関する施策の一層の充実を努めます。特に各校における読書指導・学校図書館の充実を図ります。

施策 6

心の教育の推進

学校では、道徳の時間を要として教育活動全体を通じて心の教育を推進していきます。そのため、体験を通した心に響く指導、家庭や地域の人びとの協力による開かれた指導、未来に向けて児童生徒自らが課題に取り組み、ともに考える指導の充実を図ります。

一方、児童生徒の問題行動をなくすため、家庭・学校・地域・関係機関が連携した総合的な取り組みを進めます。また、スクールカウンセラー⁹や学校支援員を配置し、いじめ、不登校など児童生徒の心の健康を守るための相談体制の整備に努めるとともに、適応指導による学校復帰に向けた支援体制を充実していきます。

⁵ 特別支援学校：障がいのある幼児、児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと（学校教育法第72条を根拠とする）。

⁶ 特別支援教育コーディネーター：保護者や外部の関係機関に対する学校の窓口として、校内の教員・保護者や外部の教育・福祉・医療・労働等の関係機関との連絡・調整等を行いながら、校内や地域の幼・小・中学校等に対する支援を推進する担当者のこと

⁷ 外国語指導助手（ALT）：ALTはAssistant Language Teacherの略。中学校の英語科授業におけるヒアリングやスピーキングの場面での担任の指導補助、小学校の英語活動における英語に親しむためのゲームや歌などを実施する。

⁸ メディアリテラシー：媒体（メディア）における情報を使いこなす能力のこと。メディアが多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、各メディアの特性を理解して、適切な手段で情報を伝達するとともに、メディアの情報を取捨選択できる能力が求められる。

⁹ スクールカウンセラー：学校において、児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるため、小・中・高校に配置されている臨床心理士など、児童生徒の心の問題に関する専門家

施策 7 健康教育と食育の推進

今日、子どもたちの体力・運動能力が低下傾向にあることが、文部科学省の「体力・運動能力調査」から明らかになっていますが、その要因の一つである、夜更かしや栄養バランスを欠いた食生活など子どもの生活習慣の乱れを改善するため、学校では運動に取り組む機会を多くするとともに、家庭と連携し基本的な生活習慣を見直していきます。

また、食教育では、教職員の意識を高めるとともに、学校給食に地場産食材を積極的に使用するなど工夫をこらし、学校教育活動全体で、食の大切さや楽しみを実感できるよう取り組みます。

施策 8 教職員の資質向上

教職員の研修の拠点として、今後、教育研究センターの研修や調査研究機能を強化充実していきます。また、教職員の自己研修や各校の校内研修を進めるにあたっては、県総合教育センターや教育研究センターとの連携を深めるとともに、各学校においては、教職に対する情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力の育成に向けて日常の教育活動を基盤として資質の向上を図っていきます。

施策 9 開かれた学校づくり

市内すべての学校に学校評議員を置き、校長のリーダーシップのもと家庭や地域社会と密接に連携した開かれた学校づくりを推進します。

学校評価制度については、今後も学校自己評価を行うとともに、すべての学校で保護者や地域住民等からなる学校関係者評価委員会を組織し、その評価を学校改善に活かします。

また、地域住民や保護者の代表等をメンバーとする学校運営協議会が学校運営に参画するコミュニティ・スクール¹⁰の導入も積極的に推進していきます。

施策 10 特色ある教育の推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を目指し、調和のとれた教育計画を作成し、各学校が地域の人材や物的環境を活用するなど創意工夫し、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めます。

また、体験的な学習を通して、郷土の歴史や伝統文化への理解を深め、郷土に対する愛着心や郷土愛を育てていきます。

施策 11 教育環境の整備

学校教育施設の整備については、施設の老朽度、校区再編計画による位置付け等を総合的に判断しながら老朽化に伴う改築や大規模改造、耐震補強のための改修を順次計画的に進めます。こうした改築、改修に際しては、児童、生徒の充実した学習環境の確保はもとより、ユニバーサルデザイン¹¹の導入や、情報教育環境整備などに配慮した安全で安心な施設整備に努めます。

また、通学途上における事故や事件が増加しているなか、少子化に伴う通学集団の小規模化、校区再編による遠距離通学者の増加等にも配慮し、通学の安全性を確保するためスクールバス運行事業や遠距離通学者補助事業等の充実を図ります。

¹⁰ コミュニティ・スクール：保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指す公立学校運営の仕組み 学校運営協議会制度

¹¹ ユニバーサルデザイン：38 ページを参照

施策 12

校区の適正化の推進

少子化により小規模化している小・中学校の現状に鑑み、次世代を担う人材である子どもたちに望ましい学校教育環境を提供するという視点にたって、適正規模による学校運営を目的とした校区の再編を進めます。校区再編の実施にあたっては、関係地域住民の合意を基調に据え、地区代表者や保護者等が参加する検討協議組織を設置し、計画の実現に向けた取り組みを進めます。

施策 13

教育を受ける機会の支援

構造改革特別区域計画として内閣府より認定を受けた意育教育特区¹²を推進し、現在の高等学校教育に適応しにくい生徒の教育の場として平成17（2005）年度に開校した株式会社立高等学校の運営を支援します。

経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を給与するなどの就学援助を行っていきます。

また、市内の生徒・学生に対して、高校、大学等での修学機会を支援するための奨学金制度を実施します。

- | | |
|---------------|---|
| (主な事業) | <ul style="list-style-type: none">○ 学力向上推進事業○ 人権同和教育推進事業○ キャリア教育推進事業○ 特別支援教育充実事業○ 外国人児童生徒支援事業○ 外国語指導助手（ALT）活用事業○ ICTを活用した教員研修会の実施○ 子どもの読書活動推進事業○ 不登校児童生徒支援事業○ 生徒指導推進事業○ 教職員研究研修事業○ 学校関係者評価開催事業○ コミュニティ・スクール推進事業○ 特色ある学校教育推進事業○ 教育施設整備事業○ 校区再編計画推進事業○ 意育教育特区推進事業○ 奨学金・同和奨学金支給事業○ スクールバス運行事業○ 遠距離通学者補助事業 |
|---------------|---|

¹² 意育教育特区：「意育」を「自分の意志で選択、判断できる学力を身につける教育」と定義し、廃校となった小学校を利用し、主に不登校、高校中退者を対象とした株式会社立の高等学校の設立のための特別区域

(数値目標)	現状値(平 22)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
◇標準学力検査の実施 (上段：小学校、下段：中学校)	25 校 11 校	26⇒25 校 12⇒11 校	22 校 10 校
◇伊賀市指定研究校	6 校	10 校	6 校
◇外国語指導助手の人数 (上段：小学校、下段：中学校)	2 校 4 校	2 校 5 校	2 校 4 校
◇外国籍児童生徒支援教員の配置人数	3 人(平 21)	5 人	8 人
◇発達相談員	0 人	1 人	1 人
◇障がい児学級介助員	29 人(平 21)	25 人	32 人
◇職場体験・ボランティア活動等の体験活動実施校 (上段：小学校、下段：中学校)	9 校 11 校 (平 21)	26⇒25 校 12⇒11 校	22 校 10 校
◇適応指導教室の指導員数	4 人	5 人	5 人
◇教育活動サポーター	29 人	50 人	33 人
◇保護者・地域住民・生徒の人權ネットワークの構築(中学校区)	11 校	12⇒11 校	10 校
◇学校給食実施学校数	36 校	38⇒36 校	32 校
◇外部評価の導入校	36 校	38⇒36 校	32 校
◇学校安全サポーター	11 人	12⇒11 人	15 人
◇中学校建設数	1 か所	2 か所	2 か所
◇校区再編計画の策定地区数	4 か所	3 か所	3 か所
◇小・中学校施設の耐震補強校数	10 校	(新規)	14 校
◇スクールバス運行路線数	24 路線	22 路線	28 路線
◇遠距離通学者数	294 人	500 人	290 人
◇伊賀市意育教育特区校生徒数 (上段：全日制、下段：通信制)	47 人 499 人	60 人 600 人	60 人 600 人
◇奨学金支給者数	113 人	150 人	100 人

【生活課題】 高度な教育や研究ができる環境が整っている

《現状と課題》

高度かつ複雑に変化する社会環境に対応できる人材の育成や、若者の定着化と地域の教育・文化・産業の振興など地域の活性化を図るうえからも、大学や高等教育機関との連携が必要です。

本市では、「伊賀市と三重大学の相互友好協力協定」を締結し、市政全般にわたる施策の連携を図るとともに、平成21（2009）年4月にオープンした産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」にある三重大学伊賀研究拠点を積極的に活用し、魅力ある高等教育を推進するとともに、市内の小・中学校や高校との連携を促進する必要があります。

また、児童生徒に、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるため、地域内において、小学校、中学校、高等学校等が連携を図ることが必要です。

《施策の方向》

施策1 高等学校等との連携

児童生徒が、望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を身に付け、将来、自立した社会人として人生設計し、積極的に社会参加できるようにするために、高等学校と小・中学校との交流・連携を図り、小・中・高等学校間の連続性に配慮した職業に関する体験的学習プログラムの開発などに取り組んでいきます。

施策2 産学官民の連携

大学や研究機関などとの連携等により、高度な知識や技術を持つ人材を育て、地域活性化につなげるため、若者が地域で学べる機会を創出します。

特に、三重大学伊賀研究拠点を中心として大学との連携を一層密にするとともに、関係する産・学・官・民の共同研究の推進によって、市内の企業等が交流を進め、新しい事業などを創出できる具体的なしくみづくりを促進するためのネットワークの構築に取り組めます。

具体的には既に設立されている三重大学伊賀研究拠点サポーターズクラブを核とし、産学官連携によるセミナーやフォーラムなど、情報交換できる交流の場を設け、企業関係者など人的ネットワークを強化することでサポーターを増やし、ネットワーク構築と各分野での連携を進めていきます。

- | | |
|---------------|---|
| （主な事業） | <ul style="list-style-type: none">○ キャリア教育推進事業○ 産学官ネットワークの構築○ 大学と市内小中高校との連携 |
|---------------|---|

基本施策① だれもが生きがいを持てる機会をつくる

【生活課題】 何歳になっても役割があり、退職者や高齢者が生きがいを持って暮らしている

《現状と課題》

社会環境が急速に変化し、精神的な豊かさや自己実現を求める傾向が強まっている今日にあって、市民の学習意欲はますます多様化・高度化しています。

本市は、俳聖松尾芭蕉や横光利一を輩出した文化の里でもあり、文化に対する市民の関心も高く、その活動は多岐にわたっています。市民の学習ニーズに的確に対応し、だれでも、いつでも、どこでも趣味や必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが大切で、すべての市民が生涯にわたって主体的、創造的に学習活動を続け、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習を積極的に支援していくことが重要です。今後、生涯学習推進大綱に基づいた社会教育や人権教育、青少年育成、社会体育等を推進していく必要があります。

生涯学習の拠点施設である公民館においては講座・教室等の参加者の固定化やマンネリ化が見受けられ、その一方で、住民の学習ニーズの多様化や高度化が進むなど多くの問題を抱えています。

そのため公民館においては各館との情報交換や、より新しい情報の発信に努めるとともに、新規参加者の獲得のために市民のニーズに合った新規教室の開設を図る必要があります。また社会教育関係施設の有効利用や関係団体の育成、活性化に取り組まねばなりません。

図書サービスについては、1か所の図書館と5か所の公民館図書室において実施しています。

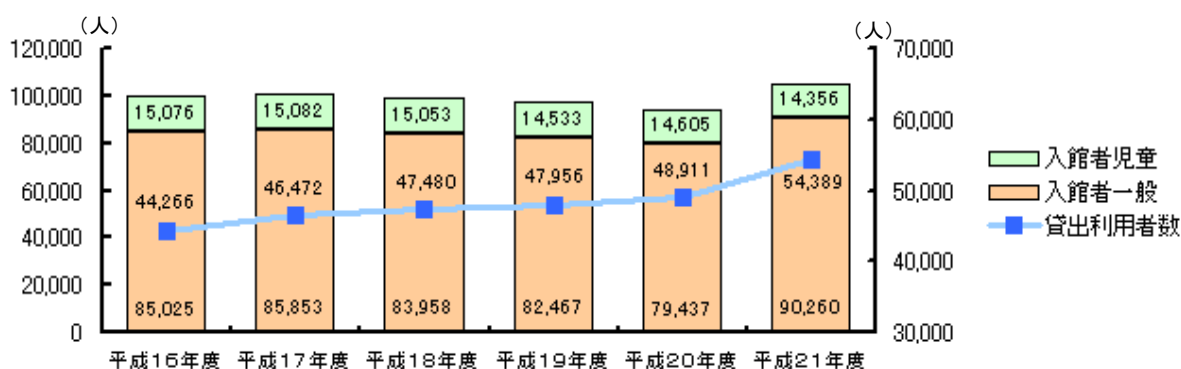
上野図書館は、利用に便利な場所にありますが、来場者の駐車スペースが少なく、図書を開架する場所（4万冊規模・所蔵の2割）も狭い状況となっています。また、公民館図書室の蔵書規模は数千冊から2万冊前後と格差があり、その開架状況についても施設によって異なっている状況です。

現在図書システムが導入され、インターネットでも貸し出しや図書の検索ができますが、今後は、上野図書館と公民館図書室のネットワーク化により、検索から配達まで一貫した図書サービスを展開することが求められています。

また、上野図書館は参考相談業務を実施し、参考図書の充実と相談業務技能の向上に努めるとともに、貴重資料庫に古文書を多く所蔵しており、古文書を身近なものとし、郷土史研究を奨励するための古文獻刊行事業を行っています。

近年、「子どもの活字離れ、読書離れ」が社会問題となっており、上野図書館では、おはなしの会・絵本の会等を開催していますが、今後も、子どもが読書に親しむ環境づくりが必要です。

■図書館の入館者数と貸出利用者数



資料:上野図書館

《施策の方向》

施策 1 総合的な生涯学習推進体制の推進

生涯学習推進大綱を指針とし、生涯学習の総合的・計画的な施策の推進を図ります。

施策 2 生涯学習機能の充実

公民館を地域における生涯学習活動や生涯学習の情報発信拠点として位置付け、学習や交流の場の確保や拠点を結ぶ相互ネットワーク化の機能を充実させるため、施設の整備や設備の充実、既存施設の有効活用を図ります。

また、上野市駅前再開発ビル内に、公民館活動を主体とした機能を備え、市民の主体的な学習を支援する生涯学習センターを整備します。

施策 3 生涯学習活動の推進

関係団体の育成支援を行い、地域・家庭の教育力の向上を図るとともに、多様な学習機会の提供に努め、生涯学習活動への意識を高めます。

施策 4 公民館活動の活性化と育成

公民館活動を推進するため、新規講座や教室の開設、講演会等を開催し活性化に努めます。また、公民館活動として、子どもから高齢者までの地域で活動しているさまざまな社会教育関係団体を対象に研修会等を開催し、指導者や団体、各種サークルの育成とともに自主的活動を支援し、活性化に努めます。

施策 5 公民館講座等の充実

地域の特性や市民のニーズに合った教室・講座の充実、開催に努めるとともに、中央公民館、地区公民館における主体的な事業実施を行っていきます。

また、講座内容の積極的な情報提供を行い、受講者の増加を促します。

施策 6**図書館活動の充実**

上野図書館を核として、各公民館図書室とを情報ネットワークで結び、市民にとって利用しやすい図書システムの構築を図るとともに、図書資料の充実に努めます。また、どこの公民館図書室でも貸し出し図書の検索ができ、借りられる配送システムを構築するほか、団体貸し出しなど市全域に対応した図書サービスを推進します。

上野図書館においては、市の中核図書館として、参考図書の充実と相談業務技能の向上に努めるとともに、古文献刊行事業を実施し、郷土史に対する研究を促します。また、おはなしの会、絵本の会等の読み聞かせボランティアの育成と資質の向上を図る研修会等を実施し、子どもたちが読書に親しめる環境づくりに努めます。

施策 7**子ども読書活動推進計画の推進**

自由で自発的な読書活動のなかで、子どもたちが本の楽しさやおもしろさを知り、健やかに成長できる環境を整備することを目指し、家庭・地域・学校や行政等の関係機関がそれぞれ連携・協力し、計画の実現に向けて取り組みます。

(主な事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習センター整備事業 ○ 生涯学習推進活動事業 ○ 新規講座・教室の開設事業 ○ 公民館活動推進事業 ○ 図書館ネットワーク構築事業 ○ 図書館活動充実事業 ○ 子ども読書活動推進事業 			
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇図書カード登録人数	26,787 人	25,072 人	27,328 人
	◇図書貸出冊数	222,807 冊	218,000 冊	238,000 冊
	◇図書蔵書冊数	181,669 冊	180,000 冊	205,000 冊

基本施策② だれもが気軽に楽しめるスポーツを振興する**【生活課題】 子どもからお年寄りまで、気軽にスポーツを楽しんでいる****《現状と課題》**

近年の余暇時間の増大や少子高齢化の進展、あるいは健康への関心が高まるなかで、市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズは一段と多様化してきています。また、青少年の健全育成から高齢者の健康づくり、更にはコミュニティ形成のうえからも地域におけるスポーツ・レクリエーション振興の必要性が高まっています。これまでは「市民一人1スポーツ」をスローガンに掲げ、青少年、女性、高齢者など年齢や体力などを考慮した各種スポーツ教室や講習会、あるいは各種スポーツ・レクリエーション大会などの開催に努め、生涯スポーツの振興を図ってきました。

これからの生涯スポーツの振興には、これまでのようなチーム型の単一種目クラブによる活動だけではなく、地域を拠点として子ども、高齢者、障がいのある人などさまざまなスポーツを愛好する人びとが集い、複数の種目に親しむことができる総合型地域スポーツクラブ¹³の育成と定着化を図っていくことも重要視されています。

このため、地域を単位とした総合型地域スポーツクラブの育成に努め、市民による主体的なクラブ運営を通じて多くの人々がさまざまな面で積極的に参加できるような生涯スポーツの振興を図っていく必要があります。

また、市民の生涯スポーツの実践の場、地域間交流の場として、スポーツ施設の効率的な活用と一層の有効利用を図っていく必要があります。

¹³ 総合型地域スポーツクラブ：6ページを参照

■市内体育施設の利用状況(延人数)

(単位:人)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
上野運動公園	野球場	18,419	17,506	15,109	15,702	15,255
	競技場	11,966	13,773	18,269	19,192	17,555
	プール	4,889	5,157	5,429	5,096	5,271
	テニスコート	8,843	7,958	8,367	9,034	7,151
	体育館	13,661	16,346	18,507	17,633	20,674
	スポーツセンター	607	924	707	3,749	1,352
ゆめが丘テニスコート		4,173	3,890	4,237	3,113	3,599
緑ヶ丘テニスコート		2,475	3,812	2,681	6,405	5,934
伊賀上野武道館		20,331	21,128	22,322	17,211	9,852
ゆめが丘多目的広場		10,622	13,417	11,400	11,788	14,317
いがまちスポーツセンター (多目的グラウンド、ゲートボール場、テニスコート、トレーニングルーム)		35,500	21,860	21,792	22,932	22,181
島ヶ原運動広場		4,080	1,853	-	3,142	6,494
阿山第1運動公園 (テニスコート、屋内ゲートボール場含む)		31,529	53,861	57,062	50,649	52,485
阿山第2運動公園		7,421	6,675	8,930	3,049	2,740
青山北部公園運動施設		7,436	6,176	6,876	7,124	7,046
青山テニスコート		950	1,923	1,199	1,534	1,236
青山グラウンド		6,472	6,950	6,326	8,429	7,137
大山田せせらぎ運動公園		6,433	5,386	6,442	6,809	9,451
大山田B&G海洋センター (アリーナ、トレーニングルーム、プール、艇庫)		19,933	27,308	26,437	30,234	24,263
阿山B&G海洋センター (アリーナ、トレーニングルーム、プール、艇庫)		11,910	15,953	14,154	16,657	15,109
その他直営施設等		—	11,049	9,514	12,304	11,349
合 計		227,650	262,905	265,760	271,786	260,451

資料:教育委員会事務局スポーツ振興課

《施策の方向》

施策1 総合的なスポーツ推進体制の確立

「スポーツ振興計画」に基づき、市民が生涯にわたって自分の興味・関心・体力・環境に応じて「する」「見る」「教える」「集う」「憩い」など、自分に合った分野・レベルのスポーツを日常的に持続させ、スポーツを通じたまちづくりを目指します。

施策 2**団体・指導者の育成**

体育協会の組織強化や活動の活性化を図り、競技人口の拡大、競技力の向上に努めます。また、スポーツ少年団活動の活性化を図り、次代を担う青少年の健全育成に努めます。

更に、生涯スポーツを振興し、市民の多様なスポーツニーズに対応するため、体育指導委員をはじめ、スポーツ・レクリエーション指導者等の資質の向上を図り、指導者組織の拡充を進めます。

また、市民主導による運営組織と地域の実情に沿った総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、スポーツニーズの高度化に対応した指導体制の充実とクラブリーダーの育成に努めます。あわせてスポーツ・レクリエーションの振興により青少年の健全育成から高齢者の健康づくりにいたるまで、幅広い効果を得る事ができるコミュニティづくりに努めます。

施策 3**スポーツ活動の促進**

主要スポーツ大会の継続的な開催と、あわせて市民と行政が一体となって取り組む「見る」スポーツイベントや交流イベントを開催して、市民交流を高め地域活性化を促進します。また、市民が健康で活力に満ちた生活を送る事ができるよう、幅広い年齢層の市民が楽しめるスポーツ等を紹介します。

施策 4**スポーツ施設の有効利用**

市民の生涯スポーツの実践の場として、市民の多様なニーズに対応できるスポーツ施設の改修・改良を検討し、利便性の向上を図るとともに、効率的な活用と有効利用を推進します。

(主な事業)	○ 社会体育振興事業			
	○ 青少年スポーツ活動推進事業			
	○ 地域スポーツ活動推進事業			
	○ 総合型地域スポーツクラブ支援事業			
	○ 各種スポーツ教室等開催事業			
	○ スポーツ指導者活動育成事業			
	○ 各種スポーツ大会等開催事業			
	○ 体育施設整備事業			
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇総合型地域スポーツクラブ	9 クラブ	10 クラブ	10 クラブ
	◇スポーツ指導者数	527 人	565 人	579 人
	◇スポーツ・レクリエーション施設利用者数	260,451 人	270,400 人	282,000 人

【生活課題】 豊かな文化・芸術に触れることができる

《現状と課題》

芸術文化は、生活水準の向上、余暇時間の増大、長寿化などといった社会の成熟化・多様化を背景として、一人ひとりが心豊かに生きる社会を目指し、活気と個性あふれるまちづくりを構築するうえでも大きな役割を果たすものであり、その振興を図っていくことが求められています。更には、文化の作り手と受け手をつなぐ人材育成が大切です。

市民の文化活動については、各種文化事業（市民美術展・市民文化祭等）の開催を通じて市民が文化に接する機会を提供してきました。今後も、文化団体等の活動の場を設けることによって、広く市民各層の文化芸術意識を高揚し、文化の裾野の拡大や文化振興施策の充実に努める必要があります。

本市は、日本の詩歌史上に俳諧の第一人者としての地位を築いた俳聖松尾芭蕉の生誕の地であり、芭蕉翁の遺徳を偲び、その文学的功績を称えるために、「芭蕉祭」などの顕彰事業に取り組んでいます。

また、横光利一などの先賢顕彰事業も行っており、今後も偉業を成した先人を誇りとし、文化の薫る本市の魅力を発信するために、市として支援する必要があります。

《施策の方向》

施策 1 文化事業の推進

芸術文化に関する市民ニーズの的確な把握や、(財)伊賀市文化都市協会と連携し、協会が発行する「ぶんと通信」等を活用した積極的な広報活動に努め、広く市民の文化意識の高揚と各種文化事業（市民美術展覧会・市民文化祭等）への参加を促すとともに、市民の協力を得ながら魅力的で継続的な文化事業、文化イベントを企画し、その開催に努めます。

また、郷土の偉人の生き方を学び、郷土を愛し、郷土に誇りを持つことにつなげるため、顕彰事業に取り組めます。

施策 2 自主的な文化活動の支援

市民の自主的な芸術・文化活動の活性化を支援するとともに、活動の成果を発表する場の提供に努めます。

施策 3 文化施設の充実

文化活動の拠点である文化会館をはじめとする施設については、それぞれに特性を持たせ、その機能を高め、市民が利用しやすい施設運営に努めます。

施策 4**松尾芭蕉を核とした地域づくりの推進**

「芭蕉祭」「しぐれ忌」をはじめとする諸行事やさまざまな学習の機会を通して、芭蕉翁の功績や俳句・連句に対する市民各層の理解深化とその伝承を目指します。また、芭蕉翁の文学的功績を称え、俳句・連句の普及に努めるとともに、芭蕉翁を核とした多様な交流事業の展開や新たな文化の創造など、芭蕉翁の生誕地として特色ある地域づくりに努めます。

更に、俳句のくにづくりの拠点施設として、芭蕉翁の顕彰と俳句文芸の振興やまちなか周遊の拠点となる(仮称)芭蕉翁記念館の建設に取り組みます。

(主な事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 松尾芭蕉・先賢顕彰推進事業 ○ 市民美術展覧会事業 ○ 市民文化祭事業 ○ 俳句のくにづくり拠点施設建設事業 			
(数値目標)		現状値(平 22)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇市民文化祭参加者数(団体)	93 団体	112 団体	100 団体
	◇美術展覧会出展数	148 件	218 件	173 件
	◇市民活動団体数	70 団体 (平 21)	70 団体	70 団体
	◇ホール使用回数(伊賀市文化 会館)	125 回 (平 21)	154 回	137 回
	◇投句数(芭蕉翁献詠俳句数一 般)	9,910 句	19,000 句	11,862 句

基本施策① 歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ

【生活課題】 まち（地域）の歴史が受け継がれている

《現状と課題》

いにしえより都に接し伊勢を望む「伊賀」は、東西文化の接点となった地域でもあり、特色ある地域文化と歴史を形づくってきました。先人たちが築いた伝統と文化、歴史を受け継ぎ、次世代へと伝えるため、本市の古代から近現代に至る歴史的経緯や地域の特色についての研究と市史の編さんを行っていかねばなりません。

また、社会が大きく変化することにより、これまで伝えられてきた史料が散逸する危機に直面しています。同時に、生涯学習の機会の増加により、郷土の歴史に対する市民の関心も高まっています。市史の編さんを通じて、失われつつある史料や膨大な公文書の記録と保存・公開するための施設が必要です。

文化財は、本市の人びとすべての共有の財産として、これまで大切に保存し、活用を図ってきましたが、経年劣化や後継者難等のために、保存や伝承が困難になってきているものもあります。また、開発行為などによって失われようとしているものや、文化財としての価値が定着していないため、保護が十分に行われていない状況にあるものもあります。

このため、文化財に対する理解を深め、保護する心を育てるとともに、文化遺産への誇りが郷土愛に結びつくよう文化財の調査と保存・伝承ならびに文化財の活用などの対策を充実し、貴重な文化財を次の世代に引き継いでいくことが必要です。

■指定・登録文化財の状況

(単位:件)

	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	歴史資料	考古	民俗文化財		名勝及び史跡	史跡及び名勝	史跡	天然記念物	計
								有形	無形					
国指定	7	2	18		2		1		1	1		7	3	42
県指定	12	10	30	11	9	1	6	3	5		1	12	8	108
市指定	42	12	59	27	42	7	17	7	9			30	21	273
計	61	24	107	38	53	8	24	10	15	1	1	49	32	423
国選択									1					1
国登録	6													6
市登録												2		2
合計	67	24	107	38	53	8	24	10	16	1	1	51	32	432

(平成 22(2010)年4月1日現在)

資料:教育委員会生涯学習課

■郷土史発刊の経過

平成16年度	上野市史自然編・文化財編・考古編
平成17年度	—
平成18年度	—
平成19年度	伊賀市史第4巻 資料編 古代・中世
平成20年度	—
平成21年度	伊賀市史第6巻 資料編 近現代
平成22年度	伊賀市史第1巻 通史編 古代・中世

資料:企画総務部総務課

〈施策の方向〉

施策 1 文化財の調査と指定・登録の促進

文化財の適切な保存を図るため、計画的に詳細な調査を実施し、文化財の指定や登録を推進します。

施策 2 指定文化財の修理・保護・保存管理

指定文化財について、計画的な修理と保護に努めるとともに、周辺環境の整備や防災設備の設置など、保存管理に努めます。

施策 3 民俗芸能等の保存・継承

民俗芸能等の文化財の保存・継承を図るために、用具修理や記録作成に対する支援を行うとともに、公開に努めます。

施策 4 埋蔵文化財の保護・保存

埋蔵文化財の保護のため、開発関係機関や事業者との協議を進め、効果的な発掘調査を行い、的確かつ正確な記録保存に努めます。

施策 5 史跡の保存・整備

国史跡伊賀国庁跡の公有化を図るとともに、上野城跡をはじめとする史跡を保存しつつ、その整備を進めます。

施策 6 文化財に親しむ機会の充実

文化財を活用した講座や説明会を行い、文化財に親しむ機会の充実を図ります。

施策 7 市史の編さん

本市の歴史や文化に関する史料を記録し、後世に伝えるとともに、郷土の歴史に対する市民の理解を深めるため、引き続き市史の編さんを進めます。

また、市史編さんの過程で収集した史料を生涯学習や地域研究に役立てるため、その保存施設の整備や史料の保存・公開方法等について検討します。

(主な事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財調査・埋蔵文化財発掘調査事業 ○ 史跡保存整備事業 ○ 国史跡公有化事業 ○ 文化財に親しむ機会の充実事業 ○ 市史編さん事業 			
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇市指定文化財件数	273 件	277 件	278 件
	◇伊賀市史の発刊数	2 巻	3 巻	6 巻

基本施策① 子どもたちの健やかな成長を促す

【生活課題】 子どもが、伸び伸びと外で遊んでいる姿を見かけることができる

《現状と課題》

近年のわが国では、科学技術の高度化や情報化、国際化などが急速に進展し、社会全体が大きく変化しています。このような変化を背景として家庭や地域において少子化や家庭規模の縮小、地域の結びつきや連帯意識の希薄化などが顕著となり、青少年を取り巻く環境を大きく変容させています。特に、少子化や、核家族化による家庭や地域の教育力の低下は、青少年が社会の一員として生きていくために必要な社会規範やルール、自立性、社会性の欠如につながり、青少年を巡る問題行動として、非行の低年齢化や凶悪化、いじめなど大きな社会問題となっています。

この解決のためには、「子ども健全育成条例」や、「次世代育成支援対策地域行動計画」等の理念に基づき、家庭や学校、地域、行政が連携し、地域や家庭における教育機能を十分に発揮させなければなりません。たとえば、家庭における語らいの時間の確保や、親子のふれあい機会の充実が求められるほか、自然体験や就業体験、国際交流、地域活動などの機会を増やし、子どもが自信を持って社会参加ができるように、地域社会と行政が一体となって子どもたちを支え、育てることが大切です。また、子どもを取り巻く環境の整備を地域の責務として推進することも必要です。

《施策の方向》

施策1 青少年健全育成活動の推進

家庭における教育力を向上させるため、養育、教育等に関する相談体制の充実や家庭教育の充実を図ります。また、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、家庭・学校・地域・企業・市が連携し、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ります。

そのため、子育てや子どもの健全育成の指針となる「輝け！いがっ子憲章」や行動計画を広く市民に啓発します。

更に、青少年の非行防止活動や社会環境浄化活動の展開を図り、社会規範の維持向上を目指します。

施策2 青少年団体・指導者の育成と青少年の社会参加

青少年育成団体・指導者の育成や指導者の資質の向上を図るとともに、自主的な活動の支援を強化し、青少年活動の活性化を図ります。

更に、青少年が自主性や社会性、国際感覚などを身につけながら、地域の一員としてその個性や能力が発揮できるよう、地域の社会活動や交流活動など、社会参加機会の充実に努めます。

(主な事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成活動推進事業 ○ 輝け！いがっ子憲章・行動計画推進事業 ○ 青少年育成のための指導者育成事業 			
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇新成人参加率	74%	85%	80%

基本施策① 互いを認めあい、すべての人の人権を尊重する

【生活課題】 すべての人の人権が尊重されている

《現状と課題》

「人権」とは、「人が自分らしく幸せに生きていくための権利」であり、人種、国籍、性別等の違いを越えた地球上のすべての人に保障された基本的な権利です。

すべての市民は、平和で一人ひとりの人権が尊重され、幸せに暮らせる社会を望んでいます。

しかし社会では、いまなお部落差別をはじめとするさまざまな差別や人権侵害が存在し、インターネットによる人権侵害をはじめ、新たに対応すべき人権課題が発生するなど、人権が十分に守られていない状況があります。平成21（2009）年度実施した市民意識調査からも、部落差別の現実がなお根深く残されていることが明らかになっています。

更に現在の経済情勢のなかでは、これまで以上に格差が生じ、特に、障がいのある人や外国人などさまざまな困難を抱える人々は、差別や排除の対象として扱われることもあり、より一層の啓発活動が必要となってきています。

こうした問題を解決するには、あらゆる人権課題に関して正しく理解するための人権学習会や講演会などを継続的に展開していくことに加え、これまでの施策や取り組みを検証しつつ現状を踏まえた新たな啓発活動を構築していかなければなりません。

本市では、合併と同時に「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」や「人権尊重都市宣言」を制定し、取り組みを進めてきました。今後は、地域や職場、学校、家庭などでの活動や人権啓発とともに、指導者を育成し、各地域で自発的な学習会等が開催できるような環境づくりを進めていかななくてはなりません。一方、人権侵害の被害者（加害者）に対して十分なフォローを行い、再び同じような人権侵害が起こらない社会のしくみをつくっていかねばなりません。

市民一人ひとりが、人権意識を高め、人権感覚を身につけていくためには、日常生活において人権に関わるさまざまな問題に気づき、学び、行動する人権文化のまちづくりへの取り組みを早急に進めていくことが必要です。

《施策の方向》

施策1 人権施策の総合的推進

部落差別をはじめとするあらゆる差別や偏見を無くすため策定した「人権施策総合計画」に基づき、関係機関と連携しながら、さまざまな人権課題に対応する事業を総合的、計画的に進めます。また、定期的実施する人権問題意識調査により、市民意識を調査分析し、そこから得た結果をもとに、実態を踏まえた施策の必要性と課題を明らかにし、計画の改定に反映させ、実効性のある事業を展開します。

施策 2 人権・同和教育の充実

同和問題をはじめ、さまざまな人権課題への正しい理解と認識を深め、差別を許さない人づくりを推進します。そのため、社会教育関係団体や自治会（区）、住民自治協議会等を対象に、公民館講座・教室において人権学習講座や自主的学習会等を開催するなど、あらゆる機会をとらえた人権・同和教育を推進します。

また、教育集会所では、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けた地域における教育活動や相談活動などの拠点のほかに、地域のコミュニティセンターとしての役割を活かし、地域に密着した総合的な事業の展開に努めます。

施策 3 指導者の育成

各地域・団体・職場等との連携、協働により、それぞれの代表等が人権について学ぶ機会を持ち、一定の知識と認識を持った指導者としての育成に努め、市民の自主的な人権学習意欲の定着を図ります。

施策 4 人権啓発活動の推進

人権講演会、人権フェスティバル、地域における懇談会形式の学習会、企業対象の研修会等を開催するなど、あらゆる機会を通じた啓発活動を継続的に進めていきます。また、意識調査等から明らかになった差別の現状を踏まえ、新たな啓発内容・手法の検討を行います。更に人権尊重を基本とする諸事業を推進する研究会組織や人権関係団体と連携し、全市的に啓発活動を推進します。

一方、企業・事業所へは、定期的に企業訪問を行い、企業の社会的責任の一環として人権問題への取り組みの推進を促すとともに、資料提供や研修講師の紹介等、企業内人権研修への協力体制を充実します。更に、商工会議所・商工会と連携し、加盟する小規模な事業所等に対し、社内人権研修の実施について、効率的に助言・指導を行えるような体制づくりに努めます。

施策 5 人権相談業務の強化

法務局や県人権センター、関係機関との連携を密にし、人権に関する相談業務を充実・強化するとともに、人権侵害の被害者（加害者）に対するフォロー体制の整備を進めます。

また、インターネット上での人権侵害等も発生しており、新たな課題に対応する相談体制の整備を検討します。

施策 6 非核平和の推進

非核平和都市宣言のまちとして、核兵器のない平和な社会を築くため、全市的にパネル展を開催するなど、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世へと語り継ぎます。また、広島平和記念式典への中学生派遣を継続し、非核平和を通じた交流活動を活発化させます。

(主な事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権施策総合計画の改定及び進行管理 ○ 人権同和教育推進事業 ○ 教育集会所事業 ○ 人権啓発地域指導者養成事業 ○ 人権啓発活動の推進事業 ○ 人権相談推進事業 ○ 非核平和推進事業 			
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇人権尊重社会に関する意識度	53.4%	65.0%	70.0%
	◇企業別(30人以上)学習会実施率	35% (平 22)	10%	40%
	◇人権講演会等への参加者数	10,992人	(新規)	9,705人
	◇地区懇談会参加者数	7,901人	(新規)	8,910人
	◇指導者研修受講者数	671人	(新規)	1,000人

【生活課題】 あらゆる差別がなくなっている

《現状と課題》

これまでの同和対策事業により、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果がみられます。しかし、依然としてインターネットの掲示板への差別書込みなど多くの差別事件・事象が発生し、その内容は悪質かつ陰湿化しています。また、平成18（2006）年度に実施した同和地区生活実態調査においても、被差別体験を持つ人が1／3を占めているという結果になっており、このような差別から、進学率の格差や不安定就労による収入格差、生活基盤等でまだ多くの課題が残されたままとなっています。

これらを解消するため、日本国憲法、同和対策審議会答申の精神等を基本理念とし、市の責務において、人権教育・啓発の充実や生活課題と人権侵害の解決を図るため、効果的・普遍的な施策を市民・企業・団体等と一体となって推進を図る必要があります。

また、地域の状況や事業の必要性の的確な把握のため、生活実態調査や人権意識調査を実施し、同和問題の解決の視点に立って、一般施策を活用した施策・事業を適切に実施していくことが必要です。

■差別事象発生件数の推移

(単位:件)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
社会現場における差別事象		4 (21)	1 (18)	3 (9)	3 (24)	1 (3)
内 訳	差別落書	1 (4)	1 (18)	1 (4)	1 (12)	0 (0)
	差別投書	2 (2)	0 (0)	1 (3)	0 (6)	1 (1)
	その他の行為	1 (15)	0 (0)	1 (2)	2 (6)	0 (2)

※ 上段は伊賀地域(伊賀市・名張市)内、下段は三重県内

※ 上記の差別事象の発生件数は、公的機関に届出のあった数値であり、実際には被差別体験があっても、だれにも相談できず表面化していないものも数多くあると思われます。

資料:三重県人権センター

《施策の方向》

施策 1 同和行政の総合的推進

部落差別を解消するため、「同和施策推進計画」に基づき、保健・福祉の充実、生活環境の整備、産業の振興、就労機会の確保、意識啓発や同和教育など、同和行政を総合的・計画的に推進します。

同和施策推進計画は、早急に解決が必要な同和問題について、地区の実情や施策ニーズに基づく対策を一般施策のなかで体系的に適切に進めるための指針ですが、定期的な生活実態調査・意識調査の実施により住民のニーズを把握、整理したうえで必要に応じて見直します。

施策 2**生活基盤の確立**

これまで進めてきた同和対策事業等による成果を総括し、残された課題の速やかな整備とその解決に取り組めます。

また、地域住民やNPO団体などのまちづくり計画を支援します。これは、地域住民による総合的なまちづくりの展開とともに、必要かつ効果的な諸施策を推進しようとするものです。

施策 3**隣保館の充実**

福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域コミュニティ施設としての、隣保館機能の充実と発展に努め、住民ニーズに対応した生涯学習活動の展開や、多様化かつ専門化する相談事業についても関係機関との連携など相談体制を充実強化します。

また、住民の生活支援や自立促進を図るとともに、周辺地域住民との交流事業も積極的に実施します。

(主な事業)				
○ 「同和施策推進計画」推進事業				
○ やはたまちづくり事業				
○ 隣保館事業				
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇同和施策推進計画策定(見直し)	-	-	100%
	◇地区住民の生活面での自立向上	59.7% (平 18)	60.0%	50.0%
	◇地域住民の福祉の向上	34.4% (平 18)	40.0%	30.0%
	◇各種相談事業の充実	月 10 回以上	月 10 回以上	月 10 回以上
	◇各種教室・講座等の開催	20~30 人	20~30 人	20~30 人
	◇地域交流事業の開催	年 10 回	年 10 回	年 10 回

【生活課題】 ユニバーサルデザインの理念が普及している

《現状と課題》

人権とは「すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な権利」であり、だれからも侵されることのないものです。ユニバーサルデザイン¹⁴の理念は人権文化そのものであり、日常生活のさまざまな場面で、多様な人びとの存在を理解し、「すべての人が暮らしやすい環境づくり」のために、市民、当事者団体、NPO、社会福祉法人、行政などさまざまな主体が連携し、人権文化を育み、学ぶ場づくりが必要です。

また、だれもが安全に、安心して、快適に生活するためには、あらゆる人を対象としてデザインを行うユニバーサルデザインの視点を持ったものづくりやまちづくりを推進していくことが重要です。年齢、性別、国籍など、人びとが持つさまざまな特性や違いを越えて、多様な価値観を認め合い、すべての人が自由に社会参加できる権利が保障されるユニバーサルな社会づくりを促進しなければなりません。

《施策の方向》

施策 1 ユニバーサルデザインを学ぶ場づくり

学校における取り組みとして、多様な人びとの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えることのできる共感性を育みます。また、ユニバーサルデザインの理念を学ぶ学習会や講座を開催し、広く市民にその理念を広げます。

施策 2 だれにでも分かりやすい情報提供

すべての人の知る権利を尊重するため、だれにでも分かりやすい行政文書の作成や広報活動に努めます。また、公共施設の案内表示等については、大きな文字や色づかい、絵表示、点字や音声などを取り入れていきます。

施策 3 ユニバーサルデザインによる施設づくり

すべての人が安全に安心して社会参加できるよう、新設の施設、歩行空間、公園等については、バリアフリー新法や「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を遵守するように促し、ユニバーサルデザインの理念に基づいた公共空間づくりを進めます。

施策 4 だれもが協議の場に参加しやすいしくみづくり

ユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民からの意見や提案を尊重します。

公共の建物、歩行空間、公園などを新設・改築する際に、企画・設計・施工・評価・改善まで、高齢者、障がいのある人、外国人など、さまざまな立場の人たちが協議の場に参加できるしくみを構築します。

¹⁴ ユニバーサルデザイン：38 ページを参照

(主な事業) ○ユニバーサルデザイン庁内推進委員会運営事業				
(数値目標)		現状値(平 22)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇ユニバーサルデザインの公共施設	95%	100%	100%
	◇ユニバーサルデザインを普及させるための学習会や講座の開催	1 回	(新規)	3 回

【生活課題】 子育てや介護を、男女問わず「できる者がする」ような雰囲気や環境がある

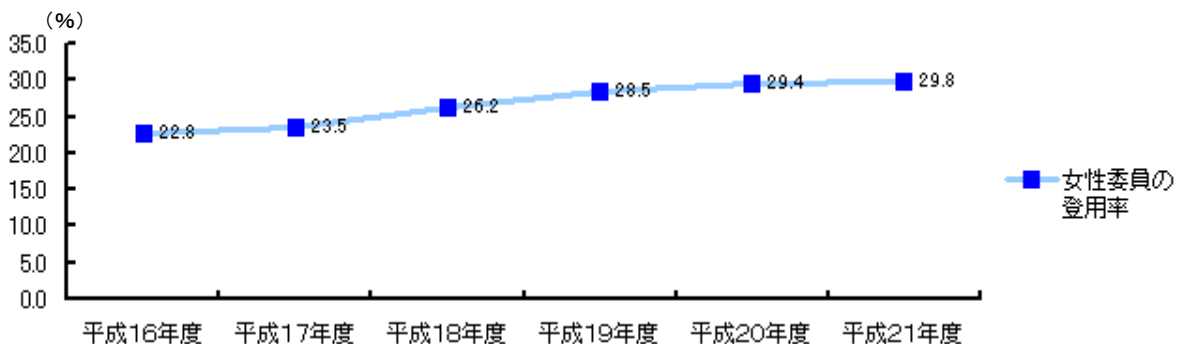
《現状と課題》

男女が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野にともに参画して、喜びも責任も分かち合い、豊かで活力のある社会を築くことが求められています。

本市では、平成16（2004）年11月1日に「男女共同参画推進条例」を制定、また平成18（2006）年3月に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会実現に向け、具体的な施策の推進を図ってきましたが、平成21（2009）年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」結果では、国の世論調査（平成21（2009）年）と比較すると、特に家庭、地域活動において、男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高く、依然として男女共同参画の進みは緩やかです。また、家族形態の多様化や雇用・就業構造の変化、グローバル化¹⁵など昨今の急激な社会情勢の変化のなかで、単身世帯やひとり親世帯など貧困に陥る層の増加など、新たに生じてきた課題を男女共同参画の視点で捉え、施策に反映させる必要があります。

今後も、男女共同参画社会の実現に向け、引続き市民、事業者、行政と協働で地域の実情に沿いながら推進していく必要があります。

■ 審議会等への女性の登用状況



資料：人権生活環境部人権政策・男女共同参画課

《施策の方向》

施策1 あらゆる分野における男女共同参画

男女が対等な立場で、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動へ参画できるまちづくりを進めます。

¹⁵ グローバル化：国境などを越えて、地球規模で社会的あるいは経済的な影響が及び、変化が引き起こされること

施策 2**男女の人権の尊重**

男女共同参画社会の形成を阻害する性差別、性別による固定的な役割分担、偏見などを見直し、男女が相互の人格を尊重する意識を育てるため、あらゆる分野とともに参画して、さまざまな場面において男女共同参画の視点で物事をとらえ直す意識の啓発を推進します。

施策 3**家庭生活と仕事・地域活動との両立**

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、仕事、家庭生活、地域生活など、それぞれに応じて多様な生き方が選択でき、心豊かな生活が実現できるよう社会的基盤づくりの促進を図ります。

施策 4**男女共同参画センターの整備**

男女共同参画の活動、情報の発信、相談業務、人材育成・交流の拠点として、上野市駅前再開発ビル内に男女共同参画センターを整備します。

(主な事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画センター整備事業 ○ 男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」開催事業 ○ 出前講座開催事業 ○ 女性法律相談開催事業 ○ 男女共同参画情報紙「きらきら」の発行 ○ 父親、高齢者向けの男女共同参画講演会開催事業 ○ 企業を対象としたセミナー開催事業 ○ 男女共同参画講座開催事業 ○ 男女共同参画ネットワーク会議会員の加入推進と研修の充実 			
(数値目標)		現状値(平 21)	目標値(平 22)	目標値(平 27)
	◇審議会等への女性登用率	29.8%	40.0%	40.0%
	◇市役所における女性管理職の割合	27.1%	22.0%	30.0%
	◇「男は仕事」「女は家事・育児」と思わない市民意識の割合	24.4%	50.0%	50.0%
	◇ネットワーク加入団体数	39 団体	45 団体	45 団体
	◇男女共同参画に関する授業を実施した小・中学校の割合	100%	100%	100%

